

スマートでんち／ハマでんちプラス規約

株式会社 東急パワーサプライ

2024年6月4日実施

目次

1.	適用期日	2
2.	定義.....	2
3.	適用条件	2
4.	割増買電単価	2
5.	適用期間	2
6.	適用の廃止.....	3
7.	本規約の変更および廃止	3

スマートでんち／ハマでんちプラス規約（以下「本規約」といいます。）は、当社の太陽光余剰電力買取契約（以下、「買取契約」といいます。）が適用された発電地点と電氣的に接続された需要場所（以下、「当該需要場所」といいます。）において、電気需給約款【低圧】（以下、「低圧約款」といいます。）およびスマートでんち／ハマでんちプラン料金定義書（以下、「でんちプラン料金定義書」といい、適用される契約種別を「でんちプラン」といいます。）が適用され、かつ、お客さまが希望された場合に、買取契約の規定にかかわらず、適用される買電単価を割増し（以下「本割増買取」といいます。）する取扱いを定めたものです。

1. 適用期日

本規約は、2024 年 6 月 4 日より適用します。

2. 定義

低圧約款およびでんちプラン料金定義書ならびに太陽光余剰電力買取約款に定義される言葉は、本規約においても同様の意味で使用します。

3. 適用条件

当社は、以下の条件の全てを満たすお客さまからのお申込みを、当社が承諾した場合に、本割増買取を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当該需要場所においてでんちプラン料金定義書におけるでんちプランが適用されている、もしくは適用される見込みであること。
- ② 原則として、買取契約および本割増買取が適用される発電者名義がでんちプランの契約者名義と同一であること。

4. 割増買電単価

当社は、3.（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、買取契約の買電単価に、以下の額を割増します。

割増買電単価（消費税等相当額を含む）	1 円/kWh
--------------------	---------

上記割増買電単価は、買取契約の買電単価と合わせて算定いたします。

5. 適用期間

- (1) 前項の割増買電単価の適用開始日は、お客さまからの申込みを当社が承諾した日以降に到来する FIT 卒業電源の設置場所に設定された検針日（計量日）（FIT 買取満了と同時に買取りを希望される場合には、当該 FIT 買取満了日の翌日）といたします。
- (2) 割増買電単価の適用期間は、契約が成立した日から、買取開始日が属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。）の最終検針日（計量日）の前日までと

します。契約満了日までにお客さま、または当社からの申し出がない場合には、自動的に1年延長されるものとし、その後も同様といたします。

6. 適用の廃止

当社は、お客さまが、3.（適用条件）に定める条件を満たさないことが判明した場合には、必要な手続きが完了した後の最初の検針日より、本割増買取の適用を廃止します。

7. 本規約の変更および廃止

- (1) 当社は、本規約を変更する場合には、買取契約 18.（約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本規約を廃止し、本割増買取の適用を終了することがあります。その場合において、当社は、当社ホームページにおいて3か月以上前にお知らせいたします。

以上